



発行 新潟県

第 63 号

平成24年8月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1001 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1002 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1003 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1004 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1005 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1006 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1007 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止届（障害福祉課）
- 1008 保安林の指定解除（治山課）
- 1009 保安林の指定予定（治山課）
- 1010 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1011 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1012 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1013 公共測量の実施通知（監理課）
- 1014 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンターみのり	新潟県長岡市飯塚 2836番地	医療法人社団越路会	平成24年8月1日

◎新潟県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ジャパンケア上越	新潟県上越市南城町3丁目2番23号南城町3貸ビル1階	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24年6月28日	平成24年7月31日
デイサービスセンターみのり	新潟県長岡市飯塚2800番地1	越後さんとう農業協同組合	通所介護 介護予防通所介護	平成24年7月3日	平成24年7月31日
安塚やすらぎ荘ショートステイ	新潟県上越市安塚区和田616番地子	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年6月27日	平成24年7月31日

## ◎新潟県告示第1003号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年 8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援センターみのり	新潟県長岡市飯塚2836番地	医療法人社団越路会	平成24年8月1日

## ◎新潟県告示第1004号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年 8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援センターみのり	新潟県長岡市飯塚2800番地1	越後さんとう農業協同組合	平成24年7月3日	平成24年7月31日
E. M. I. 在宅相談室	新潟県阿賀野市京ヶ島1007番地	有限会社E. M. I.	平成24年6月22日	平成24年7月31日

## ◎新潟県告示第1005号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年 8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
-------------	--------	-----	-----	-------

居宅介護	ヘルパーステーション 中子の森	小千谷市大字蕨生乙1460 番地1	社会福祉法人苗場福祉会	平成24年 8月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーション 中子の森	小千谷市大字蕨生乙1460 番地1	社会福祉法人苗場福祉会	平成24年 8月1日
居宅介護	ヘルパーステーション 新井	妙高市高柳2丁目6番2 号	社会福祉法人上越あたご 福祉会	平成24年 8月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーション 新井	妙高市高柳2丁目6番2 号	社会福祉法人上越あたご 福祉会	平成24年 8月1日

## ◎新潟県告示第1006号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	小千谷市障害者支援センターさつき工房	小千谷市上ノ山1丁目2番15号	社会福祉法人小千谷市 社会福祉協議会	平成24年 8月1日
地域定着支援	小千谷市障害者支援センターさつき工房	小千谷市上ノ山1丁目2番15号	社会福祉法人小千谷市 社会福祉協議会	平成24年 8月1日
地域移行支援	緑風園	新発田市五十公野4681番地1	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	平成24年 8月1日
地域定着支援	緑風園	新発田市五十公野4681番地1	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	平成24年 8月1日
地域移行支援	緑風園相談室	新発田市中央町3-1-1	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	平成24年 8月1日
地域定着支援	緑風園相談室	新発田市中央町3-1-1	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	平成24年 8月1日

## ◎新潟県告示第1007号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	新発田市子ども発達相談室	新発田市大手町1-14-13	新発田市	平成24年 7月31日

## ◎新潟県告示第1008号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年8月14日

新潟県新潟地域振興局長

- 解除に係る所在場所  
新潟県新潟市西区五十嵐三の町11158の25、13098の21、13098の22
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

- 3 解除の理由  
道路用地とするため

◎新潟県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成24年 8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区熊沢字峯 1972、1973、1974 の1、1974 の2、1975、1984 の1、1984 の2、1985 の1から1985 の3まで、1986から1991まで、1993から1999まで、2000 の2、2000 の3、2002 の2、2006、2007 の1、2007 の2、2008 の1、2008 の2、2009から2011まで、2012 の1、2012 の2、2013 の1から2013 の3まで、2015 の1から2015 の3まで、2017、2018、2021 の1から2021 の5まで、2022、2023 の1、2023 の2、2024から2030まで、2033、字観音堂 2031 の1、2031 の2、2032、2034、2036、2044、2045 の1から2045 の3まで、2047 の2、2047 の3、2059、2060、2062、2063 の1、2063 の2、字亀ノ倉 2064

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年 8月14日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市西三川 1046 番地	島倉 武昭 (理事長)
〃	〃 西三川 1159 番地	高柳 雅宏
〃	〃 大倉谷 227 番地 1	秋山 保
〃	〃 田切須 256 番地	佐々木 力
〃	〃 大倉谷 209 番地	佐々木克昭
〃	〃 大倉谷 251 番地	臼杵 克紀
〃	〃 西三川 1221 番地	金子 佳稔
〃	〃 西三川 1627 番地 13	高野 哲男
〃	〃 田切須 770 番地	佐々木 昇
監事	〃 大倉谷 89 番地	柴原 行雄
〃	〃 西三川 1018 番地	入舟 良夫
〃	〃 田切須 93 番地	佐々木秀弘

就任年月日 平成 24 年 7 月 26 日

2 退任

理事	佐渡市西三川 1046 番地	島倉 武昭 (理事長)
〃	〃 西三川 1159 番地	高柳 雅宏
〃	〃 大倉谷 236 番地	金子 信雄

〃	〃	田切須 256 番地	佐々木 力
〃	〃	大倉谷 118 番地	宇治 茂利
〃	〃	大倉谷 167 番地	藤沢 一雄
〃	〃	西三川 1221 番地	金子 佳稔
〃	〃	西三川 1904 番地	坂本 三郎
〃	〃	大倉谷 1097 番地	柴原 寿
監事	〃	大倉谷 89 番地	柴原 行雄
〃	〃	西三川 1041 番地	本間 善吉
〃	〃	田切須 93 番地	佐々木秀弘
退任年月日 平成 24 年 7 月 25 日			

#### ◎新潟県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営神田長池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成 24 年 8 月 15 日から平成 24 年 9 月 11 日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市役所三和区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1012号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
筒方	上越市	農業用排水施設整備・農用地保全施設整備 (中山間地域総合農地防災) 事業	平成24年7月10日

#### ◎新潟県告示第1013号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 作業種類 公共測量（2級水準測量）

2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年2月28日まで

3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸

## ◎新潟県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 8 月14日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 道路の種類及び路線名

一般国道 290 号

## 2 道路の位置

新発田市菅谷字日向平 1576 番地 1 から同市滝ノ一 380 番地 1 まで

## 3 他の工作物の管理者の名称及び所在

名称 河川管理者 新潟県新発田地域振興局長

所在 新発田市豊町3丁目3番2号

## 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕

## 5 管理の期間

平成23年 6 月30日から当該施設の存続する日まで